

<対策のポイント>

本事業の取組に係る国の指針に則して市町村が作成する将来ビジョンを、都道府県が複数の市町村単位等で取りまとめ中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を策定し、この計画に基づく**地域特性を活かした活動の推進**や**各種支援事業の優先採択**等を行うことで、中山間地農業を元気にします。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

① 中山間地農業ルネッサンス推進事業

地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、**生活支援**等に関する具体的な取組、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。

② 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村型地域運営組織（農村RMO）を形成するため、地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく調査、計画策定や実証事業等の取組を支援するほか、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組や、中間支援組織の育成を通じた伴走支援体制の構築等に対して支援します。

農村RMO（Region Management Organization）：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業イメージ>

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：計画策定・体制整備等を支援
 - 元気な地域創出モデル支援：具体的な取組を後押しし、優良事例を創出
 - 地域レジリエンス強化支援：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
 - 中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMOの形成支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- [支援事業]

優先枠
優遇措置
- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
 - 農業農村整備関係事業
 - 集落営農活性化プロジェクト促進事業
 - 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策事業（未来型果樹農業等推進条件整備事業）
 - 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
 - みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
 - 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等）

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- [支援事業]

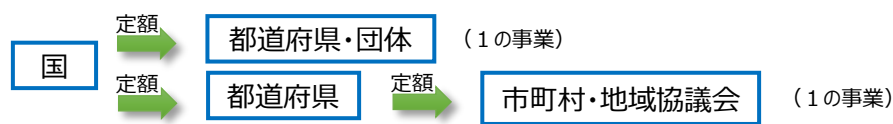
優先枠
優遇措置
- 多面的機能支払交付金
 - 環境保全型農業直接支払交付金
 - 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
 - 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型持続的畜産生産推進）
 - 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上、販売力強化、生活支援等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で農山漁村発イノベーション対策及び最適土地利用総合対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大
- 農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション整備事業のうち産業支援型）
加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が特に必要と認める場合に、面積要件を適用せずに実施
- 農業農村整備関係事業
（1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
- （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型持続的畜産生産推進）
新たに肉用牛（繁殖雌牛）放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和（50a/頭以上→15a/頭以上）

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和（平地：20%超→中山間地：4%超）等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除